大仙市立太田北小学校　いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは・・・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある**他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）**であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいいます。　［いじめ防止対策推進法　第二条］

本校では、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの学校にも起こりうる」という危機感をもつこと、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつことの３つの考え方を基本に、家庭・地域と連携を図り、本校の課題を見いだし、児童の実態に応じた取組を推進します。

いじめ防止への取組

未然防止	早期発見	早期対応
いじめをしない、させない、許さない、見逃さない風土づくり ・教職員の研修の充実 ・道徳教育の充実 ・人権意識の醸成 ・規範意識の醸成 ・学級、授業づくりの推進 ・家庭、地域への啓発	教職員による丁寧な児童理解と些細な変化への気付き ・日々の観察と観察の視点 ・児童がいるところには、教職員がいる ・連絡帳の活用 ・定期的な教育相談といじめ調査アンケートの実施	問題解決に向けて、迅速かつ組織的に対応 ・いじめられた児童の安全を最優先に確保 ・事実確認と情報の共有 ・方針に基づいた適切な指導の実施 ・外部機関との連携

いじめ事案への対処

①いじめ情報のキャッチ、行為の発見　②正確な実態、事実関係の把握　③指導体制、方針の決定
④児童への指導・対応、保護者との連携　⑤組織的な見守り（継続的な指導・支援・助言・観察）

いじめの重大事態とは・・・
〇いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生命心身財産重大事態）
※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合　等
〇いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校重大事態）
※「相当の期間」とは年間 30 日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。また、重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を含んだ対応を協議し、解決に向けて取り組みます。

いじめに係る主な相談窓口

・たんぽぽダイヤル　0187-63-8787（月～金　８時３０分～１７時）
・24 時間子供 SOS ダイヤル　0120-0-78310（２４時間受付可）
・いじめ緊急ホットライン　0120-377-943（８時３０分～１７時）
・すこやか電話　0120-37-7804（月～金　８時３０分～１７時）

気がかりなことがあれば、まずは学校に相談を！